

訴訟事件の判決及び同判決に対する控訴の提起について

1 事件名

生活保護費減額決定処分取消請求事件

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

平成28年(2016年)11月17日 東京地方裁判所に訴えの提起

12月21日 訴状送達

令和6年(2024年)5月30日 東京地方裁判所で認容判決の言渡し

6月12日 東京高等裁判所に控訴の提起

4 事案の概要

本件は、厚生労働大臣が、生活保護法による保護の基準が定める生活扶助に関する基準について平成25年、平成26年及び平成27年に順次改定(以下、各年になされた改定を総称して「本件改定」という。)をしたところ、生活保護を受けている原告が、中野区福祉事務所長から、平成25年になされた改定の実施に伴い平成25年8月1日以降の生活扶助費を減額する旨の保護変更決定(以下「平成25年変更決定」という。)を受けたことから、平成25年変更決定が憲法及び生活保護法の規定に違反すると主張して、被告を相手に、平成25年変更決定の取消しを求めたものである。

5 請求の内容

(1) 中野区福祉事務所長が平成25年7月5日付けで原告に対してした生活保護法第25条第2項に基づく平成25年変更決定を取り消す。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

6 判決

(1) 主文

ア 中野区福祉事務所長が平成25年7月5日付けで原告に対してした生活保護法第25条第2項に基づく平成25年変更決定を取り消す。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

本件改定に関する厚生労働大臣の判断には、生活保護法が定める最低限度の生活の具体化に係る判断の過程に過誤、欠落があるものと認めるほかなく、当該判断はその裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとして違法というべきであるから、本件改定は違法であり、したがって、本件改定の実施を理由としてなされた平成25年変更決定は、違法なものとして取消しを免れない。

7 控訴の提起

(1) 事件名

生活保護費減額決定処分取消請求控訴事件

(2) 当事者

控訴人 中野区

被控訴人 中野区民

(3) 控訴の趣旨

ア 原判決を取り消す。

イ 被控訴人の請求を棄却する。

ウ 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

との判決を求める。